

福島県がん検診受診促進企業包括連携に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、株式会社東邦銀行（以下「乙」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「丙」という。）、アフラック（以下「丁」という。）、株式会社大東銀行（以下「戊」という。）、株式会社福島銀行（以下「己」という。）及び株式会社損害保険ジャパン（以下「庚」という。）は、がん検診受診率向上に向けた取り組みを推進するために、次のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、甲が策定した「福島県がん対策推進計画」に関する取り組みを、各々の自主性を尊重しつつ、相互に連携・協力し進めることにより、がんの早期発見・早期治療の推進を図り、県民の健康増進に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、県民に対して、がんの正しい知識の普及啓発、がん検診の受診を勧奨する活動を行うものとし、具体的な実施内容については、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚が協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚は、本協定書による取り組みの実施により知り得た秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲、乙、丙、丁、戊、己又は庚のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直しおよび解除）

第5条 甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚のいずれかが、本協定内容の変更または解除を申し出たときは、別途協議の上、本協定の変更または解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を7通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己及び庚がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年3月19日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県知事

佐藤 雄平

乙 福島県福島市大町3番25号
株式会社東邦銀行
取締役頭取 北村清士

丙 福島県郡山市長者一丁目7番20号 郡山東京海上日動ビル
東京海上日動火災保険株式会社
福島支店長 石川 正孝

丁 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル
アフラック
上席常務執行役員 新貝 尚行

戊 福島県郡山市中町19番1号
株式会社大東銀行
常務取締役 田崎 浩

己 福島県福島市万世町2番5号
株式会社福島銀行
取締役社長 伊野 徳武

庚 福島県郡山市堂前町6番4号 郡山堂前合同ビル8F
株式会社損害保険ジャパン
福島支店長 村木 正大